

沢野小いじめ防止基本方針

- 第1 目的（第2条）
- 第2 学校の実態把握（第13条）
- 第3 いじめ防止の取組（未然防止）（第15条）
- 第4 早期発見の取組（第16条）
- 第5 いじめに対する措置（第23条）
- 第6 いじめ防止対策の組織（第22条）
- 第7 インターネット上のいじめへの取組（第19条）
- 第8 重大事態への対処（第28条）

第1 目的（第2条）

1 いじめの定義

本校では、「いじめ防止対策推進法」第2条（定義）に基づき、「『いじめ』とは児童等に対して、当該児童等が本校に在籍している等、当該児童等との一定の人的関係にある他の児童等や行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの」を『いじめ』と捉える。

第2 学校の実態把握（第13条）

1 学校の基本方針

本校では、普段からすべての児童がいじめの行為を行わないで、安心して学校生活を行い、様々な活動に取り組んでいけることが重要であると考えている。そこで、いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであるという基本的認識に立ち、すべての児童がいじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応に取り組んでいくようにすることが大切である。また、けんかやふざけ合いであっても、児童が感じる被害性に着目して、適切に判断する。

いじめは、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす決して許されない行為であることをあらゆる教育活動の中で児童に理解させていくようにする。

- | | |
|-----------|---|
| 本校が目指す学校は | ☐ いじめのない学校
☐ 明るく楽しい学級
☐ 互いに支え合い・認め合える仲間 |
|-----------|---|

2 学校の実態

- 令和7年度学校評価（R7.12アンケート実施）から
 - ・「学校は規範意識や思いやりの心を育て、いじめを許さない学校、学級作りに努めている」と回答している保護者91%となっている。
 - 令和7年度学校評価（R7.12アンケート実施）から
 - ・「いじめを許さない学級にしようとしていますか。」と回答している児童は全校92%となっている。
- 以上のアンケート結果から、児童は、「いじめをすることはいけない」ものであると認知して行動している。一方、保護者の中には学校の取組としては十分ではないと回答している割合が1割以上存在するのも事実であり、本校では、これらのアンケート結果を真摯に受け止め、いじめの根絶に向けた具体的な取組を今後も継続していく必要があり、その結果として100%を目指して、今後も努力していくようにする。

第3 いじめ防止の取組（未然防止）（第15条）

1 授業改善に関する取組

- (1) 授業を担当する教員等は、児童にとって「分かる授業」・「楽しい授業」となるよう常に授業改善を心がけ、「自己存在感を与える授業」・「共感的人間関係を基盤とした授業」・「自己決定の場を与える授業」としての生徒指導の3つの機能を生かした授業づくりに励んでいく。
- (2) 各学級担任等は、児童一人一人が成就感や充実感を持てる授業となるようにするとともに、児童が安心・安全で居心地の良い場所づくりを行う。

2 児童の友人関係・集団づくり、社会性育成などを目的にした取組

- (1) 各学級担任等は、学級内の望ましい人間関係づくりに努めるとともに、一人一人の児童が互いのよさを認め合う環境づくりに取り組んでいく。
- (2) 道徳や学級活動等の特別活動を通じて、規範意識や集団の在り方等についての学習を深めさせていくようにする。
- (3) 道徳の授業をとおして、児童の自己肯定感を高める。すべての教育活動において、道徳教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心を育成していく。
- (4) 学校行事の中で、協力したり協調したりすることを学習しながら、人とよりよく関わる力を身に付けさせるようにしていく。

3 いじめに関する学習の取組

- (1) 学級活動や道徳の中で、いじめを題材とした具体的な実践事例を取り上げ、未然防止や解決の方法等について話し合い、学級全体としてはどうすればよいか、また、個人としては何をすべきか議論する活動を取り入れるなど具体的な取組を明確にし、実践できるようにする。
- (2) 11月に実施する人権集中学習の中で、いじめ問題を取り上げた授業に取り組んで児童の人権感覚をみがいていく。また、「人権集会」を全校集会として1時間設けて児童全体に人権の大切さの周知を図り、いじめをすることは人権問題であり、絶対にしてはいけないものであることを理解させるようにする。

4 いじめをなくすための児童会の取組

- (1) あいさつ運動で、あいさつの気持ちの良さに他に、あいさつをとおして他者と関わることの心地よさを普及させる。
- (2) 児童会では、いじめ防止月間等の校内の活動に合わせ、いじめ防止の内容を盛り込んで生活目標を設定し、全校児童に呼びかけを行う。
- (3) ぐんまの子ども「いじめ防止宣言」を受け、いじめ防止スローガンやいじめ防止宣言を決め、いじめ防止活動年間計画を作成し、学校全体で統一した取組を進める。
- (4) いじめ防止フォーラムや太田市いじめ防止子ども会議への参加を通して、他校の実践のよさを知り、自分たちの学校がよりよくなるための手立てを考え実行する。

5 保護者や地域に対する啓発の取組

- (1) 学校からの情報発信及び情報収集
 - ・学校通信、学年通信、保健だより、web ページ等の各種たよりを活用し、学校からの情報発信を行う。また、各学級担任は、保護者との連絡帳を活用し、いじめの兆候や保護者からの相談に乗りやすい雰囲気をつくっていくようにする。
 - ・各学期の授業参観の後には、学年・学級懇談会を実施し、保護者への情報発信や保護者からの情報収集に努める。
 - ・各学期の学校評議員会、民生児童委員との情報交換会等を実施する中で、地域への情報発信と情報収集を行う。
- (2) 関係機関との連携
 - ・地域の各団体や児童相談所・警察等との連絡を密にし、何か問題が起こってから連携するのではなく、未然防止の視点からも常に連携できる体制をつくっておく。

第4 早期発見の取組（第16条）

1 児童の些細な変化に気づく取組

- (1) 各学級では、「生活アンケート」（毎月）を実施し、いじめやいじめに繋がる問題の発見に努めるようにする。学級担任は該当の児童からいじめ等の内容を確認し、直接話をする中からその児童の思いをくみ取るようにする。
- (2) 児童の休み時間や放課後の課外活動の中で児童の様子に目を配ったり、日常の会話の中から交友関係や悩みを把握したりする。
- (3) 多くの教職員が児童の様々な教育活動に関わる中で、いじめ発見に繋がる行為を発見することが多い。そこで、児童の気になる行為や行動があればそのまま放置することなく、生徒指導部会等の会議の中で、いじめ等の情報の共有や対応についての共通理解を図っていく。
- (4) 保護者等からの訴えや情報提供に対しては、電話や家庭訪問などで事実確認、保護者との情報の共有を行うなどの連携の強化を図るようにする。
- (5) 地域行事への参加、関係機関との情報交換をとおした情報の共有を図りながら地域との日常的な連携を図るようにする。
(青少年健全育成推進会議の参加、学校・民生児童委員情報交換会の実施等)

2 気づいた情報を確実に共有する取組

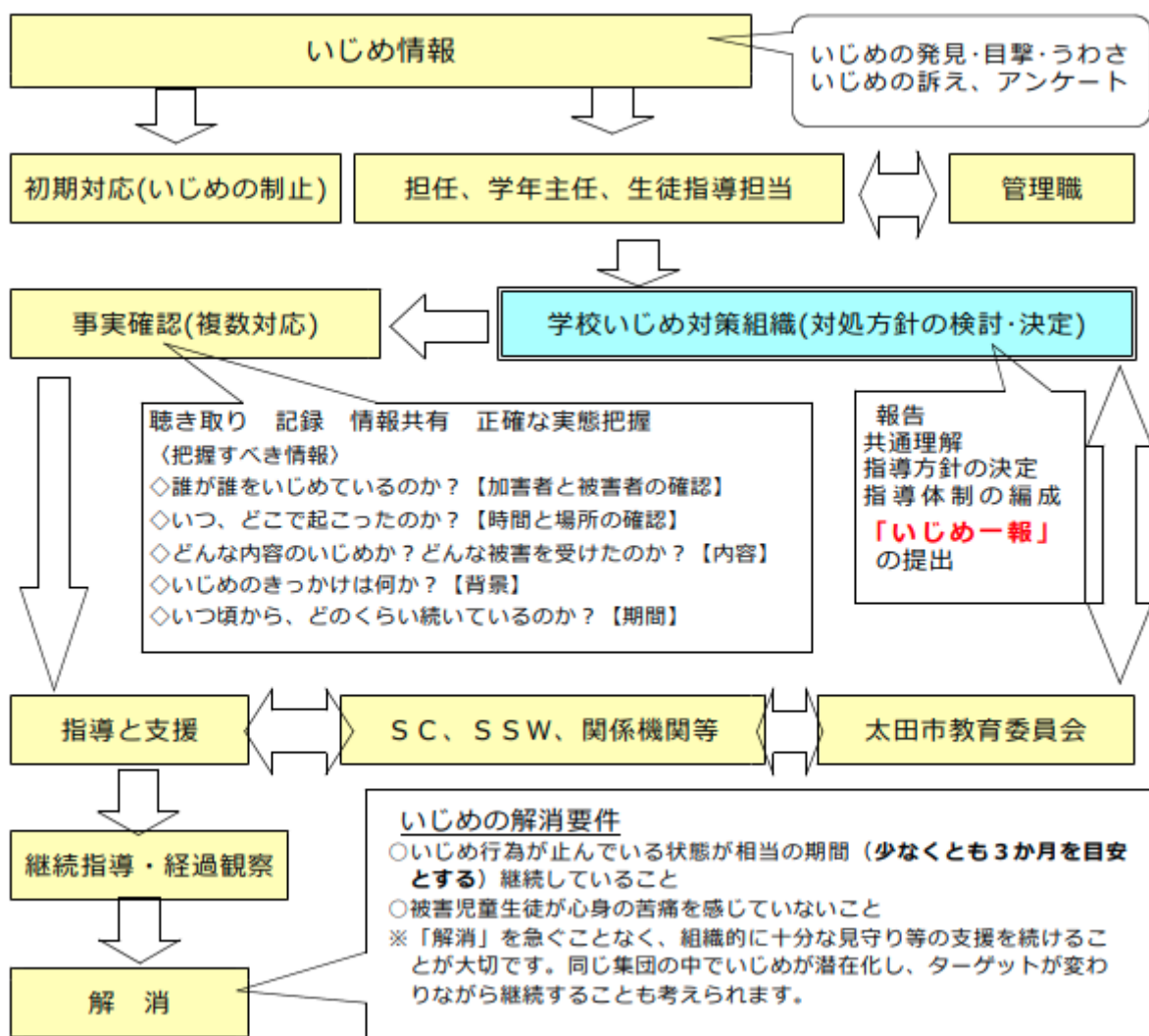
- (1) いじめやいじめに繋がるような行為を受けた児童からの信号をキャッチした教職員は、迅速に、校長、教頭及び生徒指導主任へ情報の報告・連絡・相談を行う。
- (2) 校内では、いじめ等の生徒指導上の情報は教務主任・学年主任・生徒指導主任等へ定期的に情報提供が行われるようにする。
(生徒指導・教育相談部会、運営委員会、職員会議、学年会の開催について)

3 情報に基づき、速やかに対応する取組

- (1) いじめの発見・通報を受けた場合の対応
 - ・遊びや悪ふざけ等、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。
 - ・児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。
 - ・些細な兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの的確な関わりを持つことが必要である。その際、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。
 - ・発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、直ぐに、校長、教頭、学年主任、生徒指導主任等に報告する。
 - ・校長は、直ちに学校いじめ対策組織を招集し、情報を共有する。担任、学年職員協力のもと速やかに関係児童から事情を聞き取るなどして、いじめの認知・事実確認を行う。
 - ・事実確認の結果は市教育委員会に、校長が報告するとともに、生徒指導担当が「いじめ第一報」を作成し、送付する。なお、被害・加害生徒の保護者に速やかに連絡する。
 - ・いじめを犯罪行為として認めるときは、いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、学校はためらうことなく太田警察署と相談して対処する。
 - ・児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに太田警察署に通報し、適切な援助を求める。

第5 いじめに対する措置（第23条）

1 いじめの認知から解消までの流れ



2 いじめの被害者、その保護者への支援（第23条3）

- (1) いじめられた児童から、いじめの事実の確認を行う。その際、いじめられている児童にも責任があるという立場は絶対にとってはならない。「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝える等、自尊感情を高めることに留意し、児童の個人情報の取扱い等、プライバシー保護には十分留意した対応を行うようにする。さらに、いじめの事実の確認に基づき、学校長は市教育委員会へいじめ発生の一報を入れ、今後の対応の指示をあおぐ。（第23条2）
- (2) 家庭訪問等により、その日の内に迅速に保護者に事実関係を伝える。
- (3) いじめられた児童や保護者に対して、学校はいじめられた児童本人を徹底して守ることや秘密を守ることなど、できる限りの不安の除去に努めようとする。また、事態の状況に応じては、複数の教職員の協力のもといじめられた児童本人の見守りを行い、安全の確保を行うようにする。
- (4) いじめ発生と同時に、いじめられた児童にとって信頼できる者（親しい友だち、教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた児童に寄り添える体制を作っていく。
- (5) いじめられた児童が安心して学習その他に取り組むことができるように、加害者の児童は必要に応じて別室で指導を受けるなどの措置をとる。被害者の児童が落ち着いて授業等が受けられるような特別の措置がとれるようにする。（第23条4）
- (6) いじめられた児童や保護者に対しては、心理や福祉等の専門家、教員経験者・警察官経験者などの外部専門家の協力や支援をもらえるようにする。
- (7) 少なくとも3ヶ月間、被害児童が心身の苦痛を感じていないことをいじめ解消の判断基準として、解決した場合でも、学校は継続して十分な注意を払い、いじめの被害者や保護者へ折に触れて支援していくようにする。

3 加害児童、その保護者への助言（第23条3）

- (1) いじめを行ったとされる児童からも事実の確認を行う。いじめがあったと確認された場合、学校として組織的に対応し、いじめをやめさせ、その再発防止の措置をとる。その場合、教職員は心理、福祉等の専門家などのアドバイスをもらいながら進めていく。
- (2) いじめた児童からいじめの事実の確認をしたら、迅速にいじめた児童の保護者に連絡を行う。そして、いじめた事実に対する保護者の理解や納得を得た上で、その後の対応を適切に行えるよう保護者に協力を求める。さらに、保護者へは継続的な助言を行っていく。
- (3) 加害児童への指導にあたっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させる。してしまった行為についてはその責任を自覚させるようにする。児童本人が抱える問題などいじめの背景にも目を向けて、本人の今後の健全な人格形成へ結びついた指導も行っていく。加害児童の個人情報等の取扱い等、プライバシー保護にも十分留意した対応を行うようにする。
- (4) いじめの状況に応じて、加害児童は、心理的な孤立感・疎外感がないような一定の教育的配慮のもと、特別な指導計画による授業等の指導を受けるようにする。
- (5) 学校は、出席停止や警察との連携による措置も含め常に毅然とした対応をとる。教育上必要があると認めるときは、学校教育法11条の規定に基づき、適切に児童に懲戒を加えることも考えられる。ただし、いじめには様々な要因があることを考え、懲戒を加える際には十分に教育的配慮を考え運用していく。（第25条）

4 いじめを見ていた児童への働きかけ

- (1) いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つように伝える。また、はやし立てるなどの同調した児童に対しては、このような行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。
- (2) 学級活動などをおして学級全体で話し合いを行う。その中で、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しなければならないという態度が取れるようにならなければならないことを理解させる。
- (3) いじめの解決とは、加害児童による被害児童に対する謝罪で済むものではなく、被害児童と加害児童をはじめとする他の児童との関係修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含んだ集団が、再び好ましい児童集団となり、新たな活動へ一歩を踏み出すことをもって判断されるべきものである。そこまで、根気強く学級集団や児童集団を指導していく必要がある。

5 関係機関との連携

- (1) 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、市教育委員会や太田警察署と連携して対処する。（第23条6）

6 その他必要な措置

- (1) いじめの関係者間における争いが生じさせないように、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。（第23条5）

第6 いじめ防止対策の組織（学校いじめ対策組織）（第22条）

1 目 的

いじめへの対応は、校長を中心として全教職員が一丸となった協力体制で取り組んでいかなければならない。一部の教職員や特定の教職員が抱え込むものではなく、「学校いじめ対策組織」でその情報を共有し、組織的に対応していくものである。

2 学校いじめ対策組織の構成

校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・学年主任・該当児童の学級担任・スクールカウンセラ

ー

※なお、必要に応じてスクールソーシャルワーカー・学校医等の専門家及び市教育委員会・東部児童相談所・子ども課・警察署等の関係機関と連携を図って必要な担当者の参加を要請する。

3 役 割

- (1) いじめの未然防止に向けた取組に関すること
- (2) いじめの早期発見のための取組に関すること
- (3) いじめ事案に対する対応に関すること
- (4) いじめに関する教職員研修、児童向け講習会等に関すること

4 役割に応じた対応

- (1) 校長・教頭
 - ・学校基本方針を提示し、組織が機能するようリーダーシップを発揮すること
 - ・「いじめは人間として絶対に許されない」という雰囲気醸成すること
 - ・学校通信や web ページ等で、学校はいじめ防止等の取組について情報発信をすること
- (2) 教務主任
 - ・生徒指導の機能を生かした授業づくりの推進など、教育課程の質的管理を行うこと
- (3) 生徒指導主任
 - ・いじめに関する学年の状況報告、「生活アンケート」の集約等を行うこと
- (4) 学年生徒指導担当
 - ・いじめに関する学年の状況報告、「生活アンケート」の集約等を行うこと
 - ・いじめ防止活動の学年の取組の提案・報告を行うこと
- (5) 教育相談主任
 - ・教育相談実施状況の報告を行うこと
 - ・気になる児童への対応の提案を行うこと
 - ・スクールカウンセラーとの調整役となり、スクールカウンセラーからの報告を行うこと
- (6) スクールカウンセラー
 - ・校内の児童・保護者からの相談業務を行うこと
 - ・相談業務報告書を作成し、必要に応じて教育相談主任と部会への報告の有無を確認すること

5 年間計画（PDCAサイクル）（第18条）

	いじめ防止についての活動内容
P	（1学期）4月当初 1 いじめ防止基本方針の確認 2 いじめ防止対策の年間計画の確認 ・「生活アンケート」の実施について ・学校いじめ対策組織について ・生徒指導からの「いじめ防止年間計画」について ・全教職員対象のいじめ問題対策研修会（年間3回）について等
D	（1～3学期） 各学級づくり、学級ルールづくり 特別活動、「JRC登録式」等 児童会による「いじめ防止活動」（6・2月） 人権集中学習（11月～12月）、人権標語づくり（8月・11月） 行事をとおした人間関係づくり（運動会、修学旅行、卒業を喜び合う会、卒業式等） 生活アンケートの実施（毎月） 情報モラル講習会（11月） 学校評価アンケート（6・12月） <保護者> 授業参観・懇談会（各学期） 保護者との教育相談（4・5・7月） 学校評価アンケート（6・12月） <教職員> いじめ問題対策研修会（5・10・2月） 職員会議での生徒指導情報交換（いじめ問題も）（毎月） 学校評価アンケート（6・12月） 学校・民生児童委員情報交換会（7月） 幼保小連絡協議会（各学期） 学校警察連絡協議会（各学期）
C	（1～3学期） 各実施行事の反省の集約 （3学期） 年度の反省及び修正（各部会、職員会議等の開催）
A	（3学期） 次年度取組の確認 1 次年度のいじめ防止基本方針について 2 次年度のいじめ防止対策の年間計画の確認 ・「生活アンケート」の実施について ・学校いじめ対策組織について ・生徒指導からの「いじめ防止年間計画」について ・全教職員対象のいじめ問題対策研修会（年間3回）について等

第7 インターネット上のいじめへの取組（第19条）

1 いじめ防止の取組（未然防止）

(1) 情報モラル教育の推進

- 情報モラルで重要なことは、ネットワークを通じて、他人や社会とよりよい関係を築けるよう、情報を正しく活用するために的確な判断ができる力を身につけさせることである。
- 情報モラル教育の実践に当たっては、従来の授業の中に情報モラルの視点を持った学習活動を展開することが必要である。
- インターネットを安全かつ効果的に利用するために、次の4つのメディアリテラシーを児童が身につけられるよう各教科等で計画的に取り組むことが必要である。
 - ・判断力……利用するサイトが安全か、危険かを判断する力
 - ・自制心……どんなサイトか見てみたい、試してみたいという気持ちに負けない力
 - ・責任能力…インターネット上での自分の言動に責任を持つ力
 - ・想像力……未然に危険を予想・予測したり、相手を傷つけていないかを考えたりする力

(2) 講習会等の活用

- ・年1回、外部講師等による情報モラル講習会を実施する。

2 早期発見の取組

- (1) 被害の拡大を防ぐため、ネット上の不適切な書き込み等は直ちに削除する措置をとる。
 - ・名誉毀損やプライバシーの侵害等があった場合、プロバイダに違法な情報発信の停止を求めたり、発信者情報（IPアドレス、氏名又は名称、住所、電子メールアドレス等）の開示請求をする。
 - ・削除や開示請求を行う場合は、法務局の協力を求めることができる。
 - ・児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがある場合は、直ちに太田警察署に通報し、援助を求める。
- (2) 市教育委員会と連携し、学校ネットパトロール等を実施する中で、ネット上のトラブルの早期発見に努める。
- (3) 法務局や関係機関の取組についても児童や保護者へ啓発・周知を行う。
- (4) ネット上のいじめで、児童がひとりで悩みを抱えてしまうこともある。その場合、どこに相談すべきか、児童に相談先や連絡先を覚えておくことが必要である。

3 いじめに対する措置

第5 いじめに対する措置 に同じ

第8 重大事態への対処（第28条）

1 重大事態の認識

- (1) 重大事態が発生した場合は、速やかにその旨を市教育委員会に報告する。

<重大事態の定義>

下記の2つのうち、少なくともいずれか一方に該当とする場合を「重大事態」とする。

- 1 いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
（自殺行為・未遂、自殺の企図、自傷行為、うつ病や心的外傷後ストレス障害等の精神疾患、打撲、脳震盪、骨折、内臓の損傷及び火傷、金品等の重大な被害等）
 - 2 いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
（不登校の定義をふまえて、年間30日を目安とし、一定期間欠席しているような場合及び欠席が続き、当該校へは復帰ができないと判断し、転学（退学も含む）した場合）
- ※ 児童や保護者から重大事態の申し出があった場合も、重大事態が発生したものとする。

2 組織としての対応（調査・報告等）

- (1) 市教育委員会と協議の上、当該重大事態に対処する組織を設置する。
<構成員>学校いじめ対策組織を母体とし、事態の性質に応じて、適切な専門家等を加える。
- (2) 上記の組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。（第28条1）
この調査は、市教育委員会の指導及び支援を得て行うものとする。（第28条3）
- いじめられた児童からの聞き取りが可能な場合
 - ・ いじめられた児童や情報を提供した児童を守ることを最優先とした調査を実施する。
 - いじめられた児童からの聞き取りが不可能な場合
 - ・ 当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取する。
- (3) 上記調査結果については、いじめを受けた児童及び保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。（第28条2）
- ・ 学校は、いじめを受けた児童及び保護者に対して、事実関係等、その他の必要な情報を適切に提供する責任を有する。
 - ・ 質問紙調査の実施で得られたアンケートについては、いじめられた児童又はその保護者に提供する場合があることを念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明するなどの措置が必要である。
 - ・ 必要に応じて、いじめを受けた児童又はその保護者の所見を調査結果の報告に添える。